

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでもなんどかの取り組みが行われてきました。令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを所得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている事。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度から算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の所得状況、賃金改善以外処遇改善に関する具体的な取組内容を公表している事です。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

## 介護職員特定処遇改善加算

### 職場環境等要件

#### 1. 資質の向上

	項目	当法人としての取組み
資格所得	社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士 介護支援専門員 訪問介護員 社会福祉士主事 サービス管理責任者 その他、会社が認め た研修事項	①試験日を公休日とする。 ②試験合格後の参加必須講習会への参加時は、勤務日（時間）配慮を行う。 ③研修会参加による資格付与については勤務日（時間）配慮を行う。 ④施設が指定する施設配慮に必要な資格所得にかかる講習料、受験料及び旅費は会社負担とする

	項目	当法人としての取組み
資質の向上	就労支援関係研修 地域支援関係研修 障害特性支援関係研修 相談援助支援関係研修 安全衛生関係研修 救急対応関係研修 その他、会社が認めた研修項目	①研修会参加のための勤務日配慮を行う。 ②会社が指定する研修会への参加は講習料、旅費は会社負担とする。

## 2. 職場環境・処遇改善

	項目	当法人としての取組み
育児休業制度の実施	育児休業制度を完全実施する。	対象職員への制度利用促進を図る。
仕事と家庭の両立	残業ゼロ	職員個々の業務量を把握し、職員の業務バランスを均等化する。
勤務環境・支援内容の改善	ミーティング等により職員の気づきを支援内容に反映する。	職員と職員、職員と利用者、職員と利用者家族とのコミュニケーションの円滑化と情報の共有化を図り改善する。
事故・トラブル時の利用者安全確保と責任の所在の明確化	①通所途上の事故や体調の急変時対応 ②施設内における体調の急変時対応 ③施設内における事故時対応 ④施設利用時における行方不明時対応 ⑤苦情申立て時対応 ⑥施設内での感染症発生時対応 ⑦施設内外での虐待発生時対応	左記項目対応マニュアルを作成し、職員へ周知を行い対応方法を徹底する。また、責任者を明確にし、利用者の安全確保を優先にした対応を行う
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の協会	年次健康診断、ストレスチェックの実施